

確定申告の準備は お済みですか？

益城町の申告会場について

期間 2月15日(木)～3月15日(木)
※土・日を除く。ただし、2月18日(日)、25日(日)に限り、申告相談を行います。
※詳細は1月中に届く「日程表」をご覧ください。

会場 交流情報センターミナテラス
〒866-0201 益城町 国税務課 課税係 ☎ 286-3380

熊本東税務署からのお知らせ

平成29年分確定申告につきまして、熊本東税務署主催の申告相談会場は、平成28年分同様、火の国ハイイツにて開催します。

期間 2月16日(金)～3月15日(木)
※土・日を除く。ただし、2月18日(日)、25日(日)に限り、申告相談を行います。

時間 午前9時～午後4時

会場 火の国ハイイツ2階
(熊本市東区石原2丁目2-28)

平成28年熊本地震等により被害を受けた人で、「雑損控除」や「災害減免法」により、所得税等の軽減または免除を受ける人については、次の期間も申告相談を行います。

期間 2月1日(木)～2月15日(木)
※土・日、祝日を除く。

時間 午前9時～午後4時

会場 火の国ハイイツ2階
※2月1日(木)～3月15日(木)の間は、熊本東税務署では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

申告書送付において送付物が変更となる人について

平成28年分の「所得税および復興特別所得税」または「消費税および地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で書面により提出した人については、平成29年分の確定申告から、申告書に代えて、『確定申告のお知らせ』が送付されることとなります。

- ◆地方公共団体による相談会場
- ◆税理士会による無料相談会場
- ◆青色申告会、商工会および商工会議所による相談会場

〒866-0201 熊本東税務署 ☎ 369-5566



納めよう 次の世代につなぐため

【「税」をテーマに東税務署が管内の小中学生に募集した作品から】(敬称略) 習字▷熊本東税務署長賞/守住唯(木山中2年)、ポスター▷上益城地区租税教育推進協議会会長賞/西村奈那美(益城中1年)、標語▷(公社)熊本法人会会長賞/木村優花(益城中3年)

福祉課介護保険係からのお知らせ

障害者控除対象者認定証明書を交付します

平成29年12月31日(基準日)または平成29年中における死亡による資格喪失日現在、要介護認定を受けている65歳以上の人について障害者控除の対象とし、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や町・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養親族が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請・交付場所 福祉課介護保険係

持参するもの 介護保険認定者証/印鑑/ (郵送を希望する場合) 切手を貼った返信用封筒

※認定書の交付は、申請受け付けの1週間後に窓口で行います(即日交付はできません)。

※この認定書は、税の申告にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありません。

本人および扶養親族の住民税が非課税で、申告をする必要がない人は、この認定書は必要ありません。また、障害者手帳などをもとに障害者控除を受ける場合、控除の重複はできません。

【障害者控除対象者認定の基準等】

	障害者控除対象者認定を受ける人
対象者	要介護認定者(65歳以上)
判定の基準日	平成29年12月31日 または、平成29年中の死亡による資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』 要介護1・2・3の人
	『特別障害者』 要介護4・5の人

〒866-0201 福祉課介護保険係 ☎ 286-3114